

～草地更新を行う農業者を支援します～

～事業の概要～

1. 支援の内容

自給飼料の増産に向けて町内の生産者団体が行う
草地更新に必要な経費の一部を支援します。

2. 支援の対象となる経費

草地更新に係る以下の経費が対象。
但し、年内作業を目的に**令和5年10月末までに購入されたものに限る。**

**〔 牧草種子、土壤改良資材、化成肥料、除草剤、
機械借上料（リース事業者との契約に限る）〕**

※燃料費、機械購入費等は対象外。

※作業受託組織に委託する場合も上記経費であれば助成対象

※消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。

3. 支援の対象者

町内に住所を有する者で、かつ生計が異なる3名以上の農業者（うち1名以上は畜産業者であること）で組織する団体

※1人の農業者が所属できる団体は1団体のみとする。

4. 補助率

経費の1／4以内又は7,500円／10a以内の
いずれか低い額（上限100万円）

申請方法は裏面へ

～申請方法～

5.申請に必要なもの

- ① 団体で保有する約款の写し
- ② 団体の構成員を確認する書類
- ③ 予定経費の見積書
- ④ その他町長が必要と認める書類

6.申請スケジュール

申請にあたり、下記日程で計画申請の募集を行います。

- ① 募集期間：令和5年4月3日～5月31日

第1募集：令和5年4月 3日～4月17日

第2募集：令和5年4月18日～4月30日

第3募集：令和5年5月 1日～5月15日

第4募集：令和5年5月16日～5月31日

※ 第2募集期間以降は予算の都合により、募集を行わない可能性がありますのでご注意ください。

- ② 受付時間：8：15～17：00まで

- ③ 受付場所：東北町コミュニティセンター未来館2階
農林水産課 畜産係

7.その他留意事項

- ① 事業対象圃場は町内外の圃場に加え、東北町営共同放牧場を含む。

※但し、国の経営所得安定対策等実施要綱(制定 平成23年4月1日付け22経営第7133号)で定める、水田活用の直接支払交付金の対象となっている圃場は除く。

- ② 草地更新を行った圃場は適正に管理し、収穫飼料は構成員間で消費すること。

<お問合せ先>

東北町役場農林水産課 畜産係

T E L : 0176-56-4384

～団体の設立でお困りの方もぜひ、ご相談ください～